

令和 7 年第 1 回（1 月）臨時会

西伊豆町議会議録

令和 7 年 1 月 31 日 開会

令和 7 年 1 月 31 日 閉会

西伊豆町議会

令和 7 年第 1 回（1 月）西伊豆町臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（1 月 31 日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者	4
○開会宣言	5
○開議宣告	5
○議事日程説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○閉会宣言	44
○署名議員	45

西伊豆町告示第2号

令和7年第1回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年1月21日

西伊豆町長 星野淨晋

1 期 日 令和7年1月31日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第11号））
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第2号））
- (3) 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- (4) 西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する一部を改正する条例案について
- (5) 西伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- (6) 令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第12号）
- (7) 令和6年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- (8) 令和6年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○ 応 招 • 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	松	田	貴	宏	君	2番	浅	賀	元	希	君
3番	仲	田	慶	枝	君	4番	堤		豊	君	
5番	芹	澤		孝	君	6番	高	橋	敬	治	君
7番	山	田	厚	司	君	8番	西	島	繁	樹	君
9番	堤		和	夫	君	10番	増	山		勇	君

不応招議員（なし）

令和 7 年第 1 回（1 月）臨時町議会

（第 1 日 1 月 31 日）

令和7年第1回（1月）西伊豆町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和7年1月31日（金）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（11号））

日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第2号））

日程第 5 議案第 1 号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 6 議案第 2 号 西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料に関する一部を改正する条例案について

日程第 7 議案第 3 号 西伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 8 議案第 4 号 令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第12号）

日程第 9 議案第 5 号 令和6年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 10 議案第 6 号 令和6年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	松田貴宏君	2番	浅賀元希君
3番	仲田慶枝君	4番	堤豊君
5番	芹澤孝君	6番	高橋敬治君
7番	山田厚司君	8番	西島繁樹君

9番 堤 和夫君

10番 増山 勇君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野淨晋君	副町長	高木光一君
教育長	鈴木秀輝君	総務課長	村松圭吾君
窓口税務課長	高橋昌子君	産業振興課長	渡邊貴浩君
会計課長	森健君	健康福祉課長	鈴木一博君
教育委員会事務局長	朝倉通彰君	防災課長	真野隆弘君

職務のため出席した者

議会事務局長 佐野浩正 書記 堤浩之

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（堤 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回西伊豆町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（堤 豊君） 直ちに本日の議会を、会議を開きます。

質問、答弁は的確に分かりやすく、要領よく行ってください。

また発言される方は、またマイクのランプがついたことを確認後、マイクを近づけて発言されるようお願いするとともに、固有名詞などは十分注意して発言してください。

◎議事日程説明

○議長（堤 豊君） 本日の議事日程及び本臨時会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿は、お手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（堤 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議会規則第126条の規定により、

10番 増山 勇 君、

1番 松田 貴宏 君を指名します。

◎会期の決定

○議長（堤 豊君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定しました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 承認第1号は、専決処分の承認を求めるについてでございます。

専決につきましては、専決第6号として令和6年12月23日に令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第11号）を専決したものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。それでは承認第1号についてを、承認第1号で1枚お開きください。専決第6号、専決処分書 令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第11号）についてご説明します。

補正予算書、1ページをご覧ください。今回の補正は、12月に全協でお話しさせていただいた、現在、実施しておりますサンセットコインによる5%還元事業に5%上乗せした10%還元を実施することによるサンセットコイン事業特別会計へ繰り出すものでございます。歳入歳出総額にそれぞれ3,870万9,000円を追加し、総額をそれぞれ86億6,751万6,000円とさせていただいたものです。

2ページをお願いします。第1表 岁入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読いたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金ともに3,870万9,000円の増額。歳入合計に3,870万9,000円を追加し、86億6,751万6,000円としたいものです。次に歳出です。こちら

も款、項、補正額の順に朗読いたします。6款商工費、1項商工費ともに3,870万9,000円の増額。歳出合計に3,870万9,000円を追加し、86億6,751万6,000円としたいものです。

3ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括歳入ですが、こちらにつきましては、先ほどご説明しました第1表 岁入歳出予算補正の歳入と同様ですので省略させていただきます。次に歳出です。こちらにつきましても第1表と同様ですが、補正額の財源内訳については記載のとおりでございます。

4ページをお願いします。2、歳入です。14款2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、3,870万9,000円。これは物価高騰による消費下支え等を通じた生活者支援のため、重点支援地方交付金が追加されたものでございます。3、歳出です。6款商工費、1項商工費7目サンセットコイン事業特別会計繰出金の27節繰出金の3,870万9,000円。追加されました重点支援交付金を冒頭申し上げました、サンセットコインによる5%還元事業を10%還元事業に上乗せするために充てるサンセットコイン事業特別会計へ繰り出すものでございます。10%還元事業につきましては、昨年の12月年内から早急に実施したく、専決での補正対応とさせていただきました。

以上、雑駁ですが承認第1号の説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） うちの町では、重点支援地方交付金をサンセットコイン事業の10%還元に活用するということなんですか？改めて、そのサンセットコインの10%還元事業の目的とそれによってどのような効果が出たか、その効果をどのように評価するか、どのように考えているか、ありましたらお答えください。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。12月のときの全協のときにですね、今回のこの予算のほうの事前の説明をさせていただきました。今回は、国の方で示されたこの交付金については早急にですね、やはりこの地域経済の活性化、それから物価高騰等の影響を受けた方々に対する支援という形になっておりますので、当町においては、もう直ぐに早急に対応できるということで、サンセットコインの事業に充当という形をとらせていただきました。やはりその地域経済を支えるということでより多くの住民の方々にですね、こういった経済を活

性化するメニューとして、サンセットを使っていただく、またそれにより町内の事業所さんにですね、お金が循環するようにということで考えて行いました。これ、実績についてはまだ1か月足らずですけれども、やはりですね、昨年も同時期に同じようなことやりましたけれども、やはり取扱い金額が相当上がっておりますのでね、そういう意味では町内の方々がですね、より今まで以上にですね、使っていただいて経済もうまく回っているというふうに解釈しております。

○議長（堤 豊君）ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君）次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

承認第1号、専決処分の承認を求めるについては、原案のとおり決定することに賛成の諸君は举手願います。

[賛成者举手]

○議長（堤 豊君）举手全員です。

よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君）日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 承認第2号は、専決処分の承認を求ることについてでございます。専決第7号として、令和6年12月23日に令和6年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第2号）を専決したものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） はい、産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。続きまして、承認第2号になります。

資料のほう1枚おめくりください。専決第7号、専決処分書 令和6年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。先般、12月23日の全員協議会でご説明をさせていただいた内容となります。国のエネルギー食料品価格等の物価高騰対策における重点支援地方交付金を財源とし、西伊豆町への交付限度額3,870万9,000円、こちらを全額サンセットコイン事業へ充当。5%還元を10%還元とし、令和6年12月25日から令和7年3月31日まで事業を実施いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億4,280万円としたものでございます。

2ページをお願いします。第1表 岁入歳出予算補正の歳入になります。款、項、補正額の順に朗読させていただきます。3款繰入金、1項繰入金とともに6,724万4,000円。4款諸収入、1項雑入とともに3億4,375万6,000円。歳入合計に4億1,100万円を追加し、20億4,280万円としたものです。続いて歳出です。1款総務費、1項総務管理費とともに96万3,000円。2款事業費、1項サンセットコイン事業費とともに4億1,003万7,000円。歳出合計に4億1,100万円を追加し、20億4,280万円としたものでございます。

次に3ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括歳入です。2ページの第1表 岁入歳出予算補正と同様ですので省略をさせていただきます。次に歳出になりますが、こちらも2ページの第1表と同様ですので省略をさせていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりとなります。

4ページをお願いいたします。2、歳入です。3款1項1目一般会計繰入金、3,870万9,000円。こちらは重点支援地方交付金のルール上、一旦、一般会計で収入をし、サンセットコイン事業へ繰り出したものをこちらのサンセットコイン事業特別会計で繰り入れるもので、西伊豆町の限度額3,870万9,000円を全額計上しております。3目ふるさと応援基金繰入金、2,853万5,000円。こちらにつきましては、事務費に係る費用とあわせて10%還元キャンペー

ンによりまして、サンセットコインの利用額の増額が見込まれますが、還元ポイント分も増額をいたしますので一般会計繰入金で不足した場合にこちらのふるさと応援基金から繰入れるという予定の補正予算になります。続いて4款1項1目サンセットコインチャージ料、3億4,375万6,000円。こちらは個人がチャージする額を見込んだ、見込み計上したものになります。続きまして歳出になります。1款1項1目一般管理費、96万3,000円。個人がチャージする際にかかるクレジットカードやセブン銀行のATMの決済手数料、口座振込手数料になります。2款1項1目サンセットコイン事業費、4億1,003万7,000円。こちらは個人がお使いになられたサンセットコインに対して、町が店舗等へお支払いする財源となります。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 歳入のところですけど、4ページの。これ始めて、この事業を始めるにあたってこの過疎債、恒久的な事業にするってことで、過疎債を利用して恒久的な事業、恒久的に続けていくっていうことだったんだけど、最初は。だけど、ここの今年度あたりはもうふるさと納税の金額は大分、入ってるね。大分、膨らんできてるっていうことは、かなりこの予想したより消費が伸びてるっていうか、利用者が増えてるってことですよね。それはいいことなんだろうけど、だけどだんだんこの最初の計画っていうか、過疎債だけで賄うっていうような考え方からすると、大分、負担が増えてきてるっていうふうに思うんだけど。そしてまたこの補正額については、この3,800重点交付金なんていうのは10%還元あるっていうんだけど、これだけではできなかったの、10%還元は。ふるさと納税から入れないと10%還元はできなかったんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。まず過疎債の件ですけれども、ソフト事業に対する過疎債が充てられるということで、それを原資としております。始まった当初はたしか1%で運用ということでやっていたと思いますが、こういった景気等に対するですね、国の交付金とまたマイナンバー等の絡みもありまして、各種交付金が出されましたので、それに合わせてこのサンセットコイン事業も活用しているという状況にございます。まず、そのそれとあ

わせてふるさと納税の財源ですけれども、今回の交付金については3,870万9,000円ということが上限でありますので、まずこれは全額使わせていただくということです。さらに10%にすることですね、やはり景気の下支え等に関与するということで、期間的にもですね、12月の末からということでおよそ3か月になります。3,800万円を財源とするとすると、やはり年度の途中ですね、2月ないし3月の上旬ぐらいまででしょうか、財源が尽きてしまいますので年度末いっぱいですね、実施させていただいて、最終的に不足した分を見込んでふるさと応援基金を今回、歳入の財源としておりますが、そこにつきましては不足分だけそこから活用させていただくというふうな予定でおりますので、全体的には足りるべき予算ということで少し大きめには見ておりますので、その辺も加味した中でふるさと納税の財源を充当させていただくという内容になっております。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 確かに見るとね、いろいろ単純計算してみると、大分、ポイント還元分にしては余裕があるなと言える予算なんだけど、そうするとその余ったね、お金を繰越して、次の、来年度の基金に充てる、財源に充てるべく繰越金となった分はじゃあ基金に積み立てるとか、そういう考え方でいいのかな。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） 今回のこの交付金につきましてはですね、年度内で使い切ることで予定しております。恐らく今回、10%になったことでこの3,800万円は使い切ることになりますので、不足分をふるさとで賄うということです。ふるさと応援基金のほうにつきましては、あくまでも不足した分だけを基金から繰入れますので、繰越しということはこの今回の事業の中では考えておりません。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 今の芹澤議員と一緒になんんですけど、そうなると3月31日までやるという、10%還元をやる、非常にこれ今、皆さんのが聞くと好評なわけですけども、早めにこの予算がなくなるというようなことは、3月31日までですね、そういうようなことは考えてはいらっしゃらないんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。この件については、先ほど課長も申し上げているように3,870万、これについては国のほうからお金が来ますが、これをなくなった時点でやめますということ

になるといつがやめるタイミングなのかというのが分からないということになりました、消費をされるお客様にもご迷惑がかかりますんで、3月31日きっちりその日までやり続けるために足りない分についてはふるさと納税の基金から入れさせていただいて、確実に年度内はこれが使えるという状態を保つためにやらせていただいております。ですので、途中で財源がなくなったから5%に下がるということはありません。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか、はい。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

承認第2号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） はい、挙手全員です。

よって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第5、議案第1号、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第1号は、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。それでは議案第1号、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明します。本件につきましては、過日、議会全員協議会でご説明したものでございます。国家公務員の給与法は、その時々の経済雇用情勢等を反映し、民間企業における給与との比較を行い、人事院勧告に基づき改正されますので、西伊豆町につきましてもこの給与勧告を準拠し、町の職員の給料等を、改定を行いたいというものでございます。

今回は、月例給及び特別給とともに引き上げるとともに、地域手当が新たに加わります。また扶養手当、通勤手当、管理職特別勤務手当等についても変更となりました。なお、この改正につきましては、第1条が令和6年度、第2条は令和7年からの施行の二本立てとなっております。詳細につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

まず32ページをお願いします。32ページです。こちら15条の5で期末手当、第15条の8で勤勉手当について記載しております。こちらは現行、年間4.5か月分を4.6か月分に引き上げる期末勤勉手当のうち、令和6年度11月分を遡及して支給するための改正案となります。期末手当は、令和6年度6月分は100分の122.5、12月分も100分の122.5を支給済みですので、0.05月上乗せした100分の127.5を支給し、33ページをお願いします。こちらの勤勉手当のほうは、令和6年度の6月分100分の102.5、12月分も100分の102.5支給済みですので、こちらも0.5月上乗せした100分の107.5の支給となります。下段につきましては給料です。こちらは、人勧に準拠した、令和6年度の給料改定前と改定後による給料となります。

34ページをお願いします。34ページから40ページにかけては、別記1－1現行の行政職の給料表でございます。40ページから47ページ、こちらにつきましては改正後の行政職の給料表を記載しております。続きまして、その47ページの下段から54ページにかけましては別記2－1現行の、1－1、2－1の現行の行政職2の給料表で、54ページの下段から61ページは改正後の行政職2の給料表となっております。

ご確認頂きまして、62ページをお願いします。62ページ、第2条は給料です。こちらの扶養手当の後に地域手当を新たに追加しております。

下段の第8条は扶養手当となり、こちらのほうは63ページをお願いします。扶養手当につ

きましては、子育て支援を充実させるため扶養手当の月額を6,500円から1万3,000円とし、第9条は現行の9条の扶養親族を、改正案としては8条の5に集約し、第9条に地域手当を追加しております。

65ページをお願いします。扶養手当の下、通勤手当です。ここから68ページまでにつきましては、現行の在来線運賃相当額、上限5万5,000円と新幹線特急料金2分の1相当額、上限2万円を改正後は在来線運賃相当額と新幹線特急相当額、上限15万円とする旨を記載しております。

68ページをお願いします。通勤手当の下、下段になりますが管理職特別勤務手当です。平日深夜に係る支給対象時間帯を午前0時から午後10時に拡大しております。

69ページ、下段をお願いします。期末手当です。先ほど32、33ページでご説明しました期末手当は令和6年度遡及分ですので、こちらは令和7年度以降の支給月数となります。遡及分として、6月期100分の122.5、12月100分の127.5であったものを改正案では6月期、12月期ともに100分の125に改正したいものでございます。

70ページをお願いします。70ページ下段、勤勉手当になります。こちらにつきましては、70から71ページにかけまして期末手当同様、遡及分として6月期100分の102.5、12月期100分の107.5であったものを改正案で6月期、12月期ともに100分の105に改正したいものでございます。その下段、行政給料表は、若手、中堅、優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善するための初号近辺の号給をカットして、各級の初号額を引上げ、号給を切替えた令和7年4月からの改正後による給料表となります。こちらにつきましては、72ページから78ページにかけて別記1－1 現行の行政職の給料表で、79ページから85ページにかけましては別記1－2 改正後の行政職の給料表となっております。85の下段、80から92ページにかけましては別記2－1 現行の行政職2の給料表で、92ページから100ページまでが別記2－2の改正後の行政職の給料表となっております。ご確認のほうはよろしいでしょうか。それではすいません。

また22ページの方にお戻りください。22ページからは附則になります。附則につきましては、内容は23ページから記載されておりますがこちらの読み上げは省略させていただきます。附則に書かれておりますように、今回の改正は人勧に準拠した給与改正は令和6年4月1日から適用し、若手、中堅、優秀者の早期昇格や民間の人材等採用の給与、採用時の給与の改善のため、号給を切替えた給与改正は令和7年4月からの二本立ての給与改定となっております。給与特別給は内払いとして遡及して支給します。地域手当、通勤手当、管理職特別勤

務手当、扶養手当は、令和7年4月から施行となります。そのうち地域手当は静岡県4%となりますが、緩和措置により段階的に実施し、令和7年度は2%の支給となります。扶養手当も緩和措置により2年間で段階的に実施となり、令和7年度は配偶者に係る手当6,500円を3,000円に、子にかかる手当を1万円から1万1,500円となります。

以上、雑駁でしたが、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） はい。11ページ、地域手当なんですけれども、ここで4%ということになってますけれども、これ給料表自体を4%分上げると地域手当で別にするのと、どのような違いが出ますでしょうか。それで地域手当を選んだというのはどういう理由がありますでしょうか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） 今のご質問の中で給料表は、4%は上げてはおりません。

○議長（堤 豊君） 1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） はい。給料表を4%上げてないのは分かってるんですけども、地域手当っていう形で上げる方法と、それだったら西伊豆町、全部同じ4%つくってことだったら、給料表をその分上げてもほとんど同じような効果になるとは思うんですけども、あえて地域手当という形で4%分つけるっていうほうを選んだという理由を教えてほしいなと思ったわけです。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。あくまでも、地域手当はより地域の民間の賃金等に、より近づけるための目的でありますので、地域手当は地域手当で別に設けるべきだと考え、地域手当のほうは人勧のほうに準拠するということもありますので、そのような形をとらせていただきました。

○議長（堤 豊君） 1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） そのことはいいんですけど、先ほどから人事院、人勧に基づいてってことなんですけれども、県の人事委員会のほうはどう言ってるのか教えてください。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） 県の人事委員会のほうは、國の人勧に準拠してということで、それに基づいて改正するようにという指示が出ております。

○議長（堤 豊君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 結果的には、國の人勧に基づいてということにはなると思うんですけども、この場で説明するんでしたら県の人事委員会がどう言ってたのほうが重要になってくるかと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。あくまでもベースは國の方針になりますて、それを県がうけるところがありますが、県のほうは基本的には國のほうに従うような形を従来とっていますので、私の説明が適切ではなかったのかもしれません、本来、その人勧という形の準拠という言葉で説明をさせていただいております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 大まかな内容っていうのはそれなりに分かったんですけども、一つだけちょっと分からるのはですね、ページでいきますと24ページですね。令和7年4月から初号近辺の号俸をカットして、各級の初号の額を引き上げるということっていうのは具体的にはどういうことなんですか。それでこの表で例えば、旧号俸があって、新号俸で3級のところが1だとか、15号俸のところが11になってますけど、これってどういう意味なんですか。その辺がちょっと分からいで説明をお願いします。多分、これを反映して最初の1ページからの新しい給料表、そしてこれを反映したのが、多分、14ページからのさらに新しい行政職級、行政職の給料表、つまり2段階に上がってるわけですよね、恐らく。この2段階目をつくるときに、これを反映してるっていうんですけども、そのための24ページの資料の方が分からいで教えてもらいたい。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） それでは、そのままず1ページと13ページ、こちらにそれぞれ給料表がありますが、これが1ページのほうが改正前。実際にはその12月に遡及する分で給料表が新たにできましたのでその給料表が1ページになります。で、13ページのほうはそれに対して、令和7年4月からの給料表となります。先ほどちょっとご説明させていただきましたが、初号の近辺の号俸をカットして、各級の初号の額を上げて若手や中堅、優秀者が早期昇格時や民間人材の採用時の給与を改善するという目的で、例えば、1ページの3級の欄をご

覧ください。3級1号給が26万1,300円。2号、2号給が26万2,300円。3号級、26万3,300円、26万4,300円。3級の5号給が26万5,300円になっておりますが、13ページ、3級の1号給、26万5,300円になっております。これは3級の1、2、3、4をカットして3級の5号の26万5,300円を初号で引上げたということになっておりまして、これにつきまして先ほどの24ページ、24ページ附則の8、3級の欄をご覧ください。9号俸1、2、3、1番左側、9号俸1、2、3、4、5。こちらは9号俸ですので1ページの3級の1、2、3、4、5の金額になります。それが新しく13ページの9号俸ですと、26万5,300円になっておりますので3級の5が1になります。で、それ前、9号俸の1、2、3、4も新号俸では3級の1になるとすることになっておりますので、新しい給料になりますと、3級の1番下の初号の金額が、改正前ですと、改正、改正前ですと1、2、3、4、5は全て改正後の3級の1号給になるということになっております。初号の最初の低いほうのやつは全てカットされて、号給を全部、上に上げていくというイメージになりますが、町の職員のほうに関しましては、全て各級の号俸級は、全て2桁以上になっておりますので、町のほうの職員に関しましては一切、影響はないものにはなっております。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 全く今の説明ちょっと理解できないんですけども。例えば、具体的にね、これ何のためにやったかっていうと、さっきちょっと読みましたけども若手、中堅、優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善って書いてあるんですよね。ですから例えば、民間人材等の採用時の給与を改善するために、例えば、民間の人を採用するとき本来ですとこうですよ、これがこうですよっていう具体例を挙げてもらわないと、全くこの表のつくり方が分かんないんですよ、今の説明だと。

○議長（堤 豊君） 休憩、はい。

休憩、暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時24分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） 失礼しました。まず24ページの給料表の旧号俸と新のほうのです

けれども、この旧の号俸の人が令和7年4月からは新の号俸のここの部分に当てはまりますということになります。例えば、係長級さんが新たにこちらのほうに採用されてきた場合は、当然、係長4級ですので給料表の、1ページ目の給料表の4級、28万7,300円、今まででしたところ、令和7年4月からは13ページの29万8,800円。こちらのほうを支給するということになります。あとはそのすいません。今、お配りしました、こここの表でイメージを作っていただけだと思います。また何かありましたらご質問等お願いします。

○議長（堤 豊君） 質疑ありますか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 今のは分かりましたけども。それではですね、1月27日の全協での資料を頂いて、地域手当がこれ新設になってるわけですけども、13ページのですね、議案第1号の13ページの新しく令和7年度4月からこういうふうになりますよという給与表のうちですね、例えば、この地域手当、新設された地域手当は例を挙げて、この辺はこれだけというような2%、経過措置で令和7年度は2%ということですから入ってるわけですよね。その辺はこの新給与表ではどのあたりに、全員に入ってるんですか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） 地域手当は、各職員の給料と扶養手当、私ども管理職手当、この合計額に2%、4%、7年度は一応、2%ということになっていますけれども、決められたペーセンテージを掛けた金額が上乗せされるということでご理解していただければと思います。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） いや、だからこの給与表、例えば、職務の号給、号でいうと1級から6級まで、その何、今の課長の説明だと扶養手当を合計した2%とかという説明だったんですけど。扶養手当は今までありますよね。この地域手当というのはこれ新設なんでしょう、新しくできたんでしょう。で、経過措置で令和7年度は2%、約8,000万がこの給与表に入っているというんですけど、それはこの1級から6級全部に地域手当が入っているという、こういう考え方でいいんですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） そもそもですね、地域手当っていうのは、東京に住んでる方は同じ給与表を使っていたとしても家賃が高いであるとか何が高いっていうことによって、要は、可処分所得が減るわけですよね。ですからやっぱそういう物価の高いとか地価の高いところに

住まれている方については、その分上乗せでお支払いをされております。ただ今までは、静岡県含め、政令指定都市は多分、あるんでしょうけれども、こういった田舎のところはありません。ただそうすると職員の取り合いになったときに、隣の神奈川県にはついてるけども静岡県にはついていないから職員がそちらに流れるというようなことを防止するために、隣接する市町であったり県境でですね、あまりその差が出ないように段階的に上げるということで静岡県については4%、ただ算定的に令和7年は2%ですけれども、それを上げると。ですからあくまでも、仮に給与と扶養手当と何手当がついているものの総額が仮に40万円だったとする場合、2%ですから8,000円が上乗せされて40万8,000円の支給になるという形になります。これは東京の場合だと20%の要は、地域手当が出てるとかっていうところもありますんで、そういうところに合わせていくような形になろうかというふうに思います。ですので、この給与表には含まれておりません。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） それではね、この計画どおり給与を引上げた場合の予算はどれだけ必要なのかということと、その財源はどうなってるのか。それとですね、私、単純な話でこの1ページのところの表でね、去年の高卒者はどこ位置になります。これ、1ページの表で。去年の、もしいうべき場合ね、今年、だからこの表で去年の高卒者はどこに位置しますか。

○議長（堤 豊君） 休憩、休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） すいません。お待たせしましたが、まず財源のほうはですね、いつものように交付税に算定されることになってはおりますが、その金額は幾らかというのは明確に示されてはおりません。で、高卒の場合は、号給でいきますと1の5に当たりますので1級5号給。去年は高卒はあります。それでいけば、13ページの表でいきますと、1ページ、1ページでいきますと18万8,000円ということになります。

○議長（堤 豊君） 総務課長

○総務課長（村松圭吾君） すいません、訂正させていただきます。高卒は1の9ということですので、表でいきますと1の、2ページ目の19万4,500円、こちらになります。申し訳ないです。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） 入庁後、1年経てば4号上がります。経てば、はい。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） ちょっとはつきりせんね、課長。だから去年入った新卒、新職員は今年、この表ではどこに位置するんですかってこと。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） 今年は、高卒は入ってないので、入ったら、先ほど言いましたように1の9、1の9で1年目、2年目に1の13となります。はい。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 去年入った高卒者は、この表では13に位置するわけね。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） 令和7年4月1日で1の13となります。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） しかし課長、課長。これを出してくるにおいて予算が幾ら増えるかつてことが全然、計算できていないわけ。ちょっとそれ怠慢じゃない。

○議長（堤 豊君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時42分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） すいません。具体例としまして、見やすいのが給料表の、すいません。34ページと41ページ。こちらをちょっと比較していただけますか。34と41ページです。先ほど申しましたように、高卒1年目は、1級9号になりますので34ページ、今年入ってきた高卒の方は17万900円の給与となります。来年、令和7年の高卒新採の方は、今度41ページ

の給料表になりますので19万4,500円が給与となります。ただし、去年入った職員に関しては、今度13号になりますので20万1,000円の支給となりますので、逆転ということはありません。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 課長、その給料引上げだけで幾らになるっていう金額は分からぬ。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。この後、補正のほうでもご説明させていただきますが、給与に関しては総額で2,127万円増額になります。で、来年度、来年度予算に関しては、今、確実な数字は持っておりませんが約8,000万ぐらいにはなるだろうと思っております。

○議長（堤 豊君） はい。ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 67ページ、この新幹線の通勤手当のところでですね、全協でも新幹線代が結構、議論されたんですけど。これって新幹線だけの手当しか使えないのかっていうことなんだけど。っていうのは、やっぱりまあ、現実的には今はもう、現実的っていうか計算的には静岡とか富士から新幹線使って通うと、計算的にはね、できると思うんですよ。計算すれば。現実的じゃないかもしれないけど。その場合だったらこの新幹線代っていうのはある意味があるんだけど、もっとあの身近で考えるとね、例えば、三島あたりだともう通勤圏内なわけですよね。自家用車を使って。その場合、結構な通勤手当がかかる、通勤の費用がかかると思うんで、その場合、この通勤、在来の通勤手当だけでは足りないと思うんで、この新幹線の分もそちらに回すというようなことはできないのか。新幹線だけしか使えないのか。その辺はどうですか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） 今回の関係は、従来のところの新幹線、在来線として新幹線の特急料金が2分の1相当額上限2万円だったところを15万円にするというところで、新幹線を使ったときの交通費、通行費のほうが上がるということだけですので、従来のようにバス・電車賃等は支給されるようになります。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いや、だからそうじゃなくて、増えたね、新幹線代。それを新幹線以

外に使えないかってこと。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 新幹線代の予算は増えておりません。ただ通勤手当として、要は、申請できる枠が新幹線のところが上がったと。今先ほど課長が言ったように、今まで2分の1で幾らまでだったのが15万円を上限にということで枠が広がっただけで、新幹線代15万円分が国から来るわけでもなく、私たちが誰かに払うわけではなく、あくまでも申請が来たときにはそこにも対応できるようになったということです。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） だからね、この条例、条例だけど、こここの町の条例で上位条例に従うってことがあるんだけど、町の条例としてそこの新幹線代をね、ほかの通勤手当へ流用するってことはね、決められるんじゃないですか。駄目ですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 流用できる原資が国から来るんであれば、そういうこともできるかもしれませんけども。そもそも対象者がいなければそのお金は来ません。で、流用というふうにおっしゃいますけども、あくまでも私たちはこの新幹線代についても人事院の勧告に従つてやっているものでございまして、独自に私たちが通勤手当を上振れさせるということになった場合には、当然、交付税の対象外ということですから身銭を払わなければいけないということにもなるんではなかろうかというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 対象者がいないってね、町長、言うけど。このだから新卒っていうか新職員がもういないとね、ということで、今、四苦八苦してこういうふうにいろいろ好条件の、初任給を上げたりいろいろやってるわけですよ。だからそれに対してもう西伊豆町はこの辺あたりではね、何ですか、なかなか見つからないからそっちの職員を探すにおいても伊豆半島全域ということで考えれば、そういうことに対して、だからそういう人間が応募していくことに対して対応するべく備えておく。対象者がいないからやるんじゃなくて、そういうことが起きるかもしれないから、そういうことをつくっておくっていうことが必要だと思うんですけど、どうですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですから、東京からもしかしたら西伊豆町に職員として来られる方がいる可能性がありますので、人事院の勧告に従ってそういう方がこられた場合、新幹線の交

通費も対応できるように今回の条例改正に入れてあるものでございます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 新幹線を、何、新幹線代をなくせるっていうことじゃないんですよ。

新幹線代のその分、認められてるんであれば、その分を流用してってことですよ。なかなか話が進まないんで、ちょっとじゃあほかのことで聞きたいと思うんですけど。69ページですけどね、69ページのこの管理者職員特別勤務手当っていうのがあるんだけど、これあれですか。ちょっとなかなか理解しにくいんだけど、この15条の4の2っていうのはね、その管理者がですね、午後10時から午前5時まで6時間勤務した場合は管理者特別手当はですね、この場合、合計として1万8,000円支給となるっていう考えでいいのかな。どうですか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） そういうことではなくて、1万2,000円を超えない範囲でということになっております。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 1万2,000円を超えない範囲っていうのは通常の勤務だよね。それでそれに対して、だから午後10時から午前5時までの間に勤務した場合は50%増ということが書いてあると思うんだけど。そうすると、それを1万2,000円と50%足すと6,000だから1万8,000円っていうことになるって私は理解したんだけど、違うのかな。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。そのように加算されるということではありません。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第1号、西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第6、議案第2号、西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第2号は、西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。それでは議案第2号、西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明します。今回の案件は、特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正することで、月曜日の議会全員協議会でご説明したものとなります。当町においては、特別職の期末手当の支給月は現在の4.15月となっておりますが、西伊豆町職員と同様の支給月となる4.6月にするものでございます。なお、特別職においては勤務成績に基づき支給する勤勉手当は支給しておらず、期末手当のみを支給しています。また特別職の給与の取扱いについては、各団体の考えに基づいて判断されます。参考に賀茂郡下の他町の改定予定状況を見ますと、今年度、松崎町以外の郡下は全て職員と同じ支給割合よって6とする予定であります。

議案書、2ページをお願いします。第3条第2号の下線部をご覧ください。現行の12月10日支給分、100分の207.5を改正案では0.45月分引上げ、100分の252.5としたいものです。

続きまして3ページの新旧対照表をお願いします。こちらは令和7年4月1日からの施行

分についてです。現行の期末手当第3条第1号では、6月30日支給分として下線部100分の207.5、第2号では2月10日支給分として下線部100分の252.5としていたものを改正案では、第1号6月30日支給分、第2号12月10日支給分とともに均等になるように100分の230としたいものでございます。

1ページをご覧ください。附則となります。読み上げのほうは省略させていただきまして、雑駁であります。議案第2号の説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 今回ですね、また特別職の賞与が上がってきたわけですが、前回ですね、令和5年12月定例会、12月5日の議案はですね、5対4で否決されてるわけですが、その否決された部分も今回、この議案第2号ではプラス加算されて支給する、こういうことでよろしいんですか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。冒頭申しましたように西伊豆町の職員と同様の支給月となるように4.6にお願いするものでございます。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 総務課長、議会の議決というものをどういうふうに捉えてるんですかね。12月の議案第48号では否決されてるわけですよね。その部分というのは、これが通るとまた復活して否決されているにもかかわらず払うということなんですか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） 否決された分は全然、関係ございません。あくまでも今回、今まで、今の給料ベースに4.6か月になるように期末手当のほうを支給したいということになりますので、過去に、今年度分は遡りますけれども、年度をまたいで遡りは一切、考えておりません。

○議長（堤 豊君） ほかに。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 本年度分は遡りませんが、去年の、たって12月の5日ですよ。否決されたのは。何で本年度は遡りませんって、おかしくないですか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） 5年度分は支給もされておりませんし、上げてはおりません。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） ちょっと今のが、分かりにくいんであれですけども1ページを見るとね、令和6年4月1日から適用する、これ第1条ですよね。そうすると去年暮れに207.5、100分の207.5を100分の252.5に改めるっていうのは4月1日、6年の。ということは、今回、これ遡及されるんじゃないですか。2号については、2号というか第2条の規定は4月1日からですからこれは半々にしますよと、4.6認めてもらえば半々にしますよだけど、この第1条は100分の207.5を100分の252.5に改めるわけでしょ。それでこれを去年の4月1日から適用するんでしょう。そうすと今回の賞与っていうのは影響するんじゃないですか。違いますか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） 私の言葉がちょっと申し訳ない、足らなかったものとございますけれども、そういう遡りで今年度分は支給させていただきます。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 遠りだとね、一旦、否決したやつを復旧させるよって、今の堤議員の質問になるんですけども。その辺ちょっと齟齬がありますよ。それと私の質問はですね、特別職っていうのはですね、給料のほかに当然、期末手当ですね、これが出てます。それ以外の手当は支給されるなんかあるんですか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） 通勤手当等が、通勤手当があとこれに加わります。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それとですね、課長ですね。課長の手当は、給料のほかに期末、勤勉手当と、それから管理職手当がありますよね。それと同じように通勤手当もあると思うんですけども、課長の手当っていうのは基本的にはベースで考えると何万円ぐらいあるんですか、月。課長の手当。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） いろんな手当がある中で、通勤手当は各居住地になってまちまちですけれども、確実に加算されるのは管理職手当の3万3,000円がございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これね、あの全協、1月27日に総務課で今回の全協やったわけですけども。ここでですね、いろいろ議員の考えを聞かないで電話でですね、各議員に今回、上程される議案第2号についてどうですかというふうに、総務課長が各議員に聞いたというんですが。これは町長、ちょっと越権行為じゃないですか。議会軽視に当たると思いますけど、どうお考えですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その辺は、私は後ほど聞かされたので、状況は私は把握はしておりますけれども。当然、総務課のほうとしてはですね、一応、意向を確認させていただいた上で、条例の上程をしようということを課として判断されたものだというふうに承知をしております。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） ですからね、こういうような全協に応じて議員が出てるわけですよ。そこで意見を聞くのが当然であって、各議員に電話してですね、第2号どうですか、反対ですか、賛成ですかって聞くのは、これは越権行為だと私は考えておるんですが、町長はそういうような考えはないんですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 考え方はいろいろあろうかというふうには思いますけれども、担当としてそのようなことをされたということで、私はコメントする立場にはないんだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。確かに議員の皆様にちょっとお聞きしましたが、まず全協と今回ちょっと、全員協議会と臨時議会の間が短い中で同じようなタイミングでちょっと議案のほう、提出しなければならない中では、今回、4.6が駄目な場合は、ちょっと議案のほうも差し控えたいというところもありましたし、それが多少、妥協案でもう少し少ないパーセンテージだったらというところがあれば、それで上程させていただければという、総務のほうの、私のほうの考え方でちょっと電話連絡、ちょっと確認をさせていただきました。それが越権行為だということであればすいません。お詫びさせていただきます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君）　はい。堤和夫議員の質疑にもありましたけれども、総務課長から電話がありました。以前から私も全協の場で採決に近いようなことをする事前審議に当たるんではないかと。直接、禁じてはいないけれども公開の原則、会議公開の原則からするとそれはよろしくないよっていうのが大体、普通の見方に今なっていますね。電話で賛否を問う、で、あんまり反対が多いようだったら出さない。議案もう本当、100分の207.5、252.5とか、あとそういう数字だけ出てきてどうですか、何で上げたいんですかって、そういう発言もなく、いいですか悪いですかって言われても、それじゃわかんないよ。で、あんまり賛成する人が多くなければじゃあ出しませんって。ちょっとやり方としてうまくないんじゃないかなと思うんですけども、そうやって補助職員の方がそういうことをしておっしゃってるっていうところで、町長がコメントする立場にないっていうのは、やっぱ町長の補助職員が今やっていることですから、町長から何か言ってもらわなければいけないと思うんですけども、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（堤 豊君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　はい。先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（堤 豊君）　ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

○議長（堤 豊君）　先に原案に反対者の発言を許します。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君）　私は、議案第2号に反対の立場で討論をいたします。令和5年12月5日の、5日提出の議案第48号ですね、同様の特別職の賞与は反対多数ですね、否決されています。もう一度、私のですね、当時そこで言った反対討論を繰り返すならですね、町長は、文教施設において町に必要経費といって多額の契約違約金を支払わせた。本来なら自らの給与返納も含め、何らかの責任を取るべきだと思うが何ら行動を起こそうとしない。それどころか、再度、給料を上げる議案第2号を上程してきた。前回、否決して、高橋議員の提唱した報酬審議会も開かれていません、このままでは町民に対して説明することが難しい。よって、私は議案第2号に反対いたします。

○議長（堤 豊君）　次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） よろしいですか。はい。

先に原案に反対者の発言を許します。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） はい。特別職の給料ですけれども、生活給的な側面が常勤ですからあると思います。ですので、物価などの上昇などに合わせて上がっていくのは当然のことかと思われます。一方で町の経営者・責任者としてトップに立つ者の報酬でございます。その中で今年度においてどうでしょうね、目立った、これはよくなかったよっていうのは残念ながら追及しきれてないところではございます。ですので、このままいけば賛成せざるを得ないんではないかなと私自身思っておりました。ただ先ほどの町長の答弁を伺いまして、補助職員がやっていることに関して特にコメントできないという、そのような、やはり責任者として責任ある態度なのかな。それが町長の給料・ボーナスを決める場において、そのような態度、本当に責任取ってる、とれる人なのかな。それに見合った給料、町民からお渡しすべきなのかと考えたときに、私は賛成しかねる、反対いたします。以上です。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私は、議案第2号西伊豆町特別職で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例案について賛成の立場で討論いたします。私は先ほど堤議員がありましたように、令和5年12月このときには反対をいたしました。そして条件もある程度、加えたつもりであります。先ほど西伊豆町職員の給与に関する条例については全員賛成で可決をされました。一般職員については、毎年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与法の改正に準拠し、月例給や特別給、賞与ですね、などについて毎年見直しが行われます。一方で、特別職の給料や議員の報酬については約15年ほど前、報酬審議会において現状維持とされて以降、1度も開催されたことはなく、特別職の給料や議員の報酬については平成17年の合併当時のまま、20年据え置かれております。特別職報酬等審議会条例では、議員の報酬の額並びに町長・副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出するときは、あらかじめ審議会の意見を聞くとなっていますので、期末手当引上げについては、現行の条例においては報酬審議会の判断には該当しません。しかしながら例えば、教育長の年収は一般職員の最上級である課長職と年間でほぼほぼ接近しております。場合によっては、逆転している可能性もあるのではないかというふうに想定されます。これは本来あるべき姿ではなく、早期に是

正すべき状況と私は捉えております。今回、特別職の期末手当の引上げ改定をし、この状況を是正すべきであると判断し、今回はやむを得ず賛成といたします。しかしながら特別職の期末手当の考え方を含めて、早期に報酬審議会を開催し、本来の適正な給与体系に是正すべきであるということをつけ加えて、議案第2号に賛成いたします。

○議長（堤 豊君） 次に原案に反対者の発言を許します。

よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

よろしいですか。はい。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これより討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第2号、西伊豆町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する一部を改正する条例案については原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第7、議案第3号、西伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に対する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第3号は、西伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君）　はい。それでは議案第3号についてご説明させていただきます。

議案第1、第2号と同様に、会計年度任用職員の給与等につきましても、職員の給与に係る取扱いに準じて改定するものでございます。条例改正案では、地域手当を加えるとともに会計年度任用職員の給与、期末手当に地域手当も加算することとしております。

議案書、2ページ、新旧対照表をご覧ください。会計年度任用職員の給与では、第2条の3行目、給料の後ろに地域手当を加えております。7条のフルタイム会計年度任用職員の通勤手当をフルタイム会計年度任用職員の地域手当等に。その下、第10条の規定は職員の給与に関する条例も地域手当を9条に加えて改正しておりますので10条を9条及び10条とし、17条のフルタイムの任用職員の1時間当たりの給料額、時間外単価に地域手当を加えております。

3ページをお願いします。ここからはパートタイム会計年度任用職員についてで、第17条ではパートタイム会計年度任用職員の報酬、第23条ではパートタイム任用職員の期末手当について地域手当を加えております。

4ページをお願いします。第23条の2でも同様にパートタイム任用職員の勤勉手当にも「地域手当」を加えております。

1ページにお戻りください。附則として、この条例は令和7年4月1日から施行する。

以上で、簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君）　会計年度任用職員やパートタイムの方々までに地域手当が支給されるということなんですが、令和7年度2%の運用で約8,000万。簡単に考えれば、職員数プラス任用職員、パート、雇っている方の数で割れば1人当たりどれくらいの、地域手当が出てくると思うんですけども。その辺の額というのは大体、これくらいという想定する額というのは計算してあるのでしょうか。

○議長（堤 豊君）　総務課長。

○総務課長（村松圭吾君）　今回に関しましては、会計年度任用職員に関しましては7年度の4月、7年4月1日からですので補正での対象とはなっておりません。7年度予算、今編成しているところですけれども、今、予算上でフルタイム6人、パートタイム70人、計76人の

人数での予算編成はしておりますが、金額については今、すいません。手元にちょっとありませんので、また改めてちょっと報告させてください。今、予算を組んでいるところですのでちょっと数字が固まっていないところもありますんで、申し訳ありませんがお願ひします。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） はい、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第3号、西伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に対する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は举手願います。

[賛成者举手]

○議長（堤 豊君） 举手全員です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

審議中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前1時23分

再開 午前1時30分

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第4号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第12号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。それでは議案第4号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第12号）についてご説明いたします。主な補正内容ですが、歳入につきましては補助事業増額に伴う国県の負担金・補助金の増額、歳出につきましては先ほど審議し認めていただいた職員の給与等に関わる条例改正に基づき、人件費全般においての補正をしております。

2ページをお願いします。第1表 岁入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読いたします。14款国庫支出金、4,193万1,000円。1項国庫負担金、48万8,000円の減。2項国庫補助金、4,241万9,000円。15款県支出金、1項県負担金とともに232万円の減。歳入合計に3,961万1,000円を追加し、金額を87億712万7,000円としたいものです。

3ページをお願いします。歳出です。こちらも款、項、補正額の順に朗読いたします。1款議会費、1項議会費ともに24万円。2款総務費、447万円。1項総務管理費、400。すいません。1款総務費、680万円。1項総務管理費、447万円。2項徴税費、186万円。3項戸籍住民基本台帳費、47万円。3款民生費、1項社会福祉費ともに3,973万1,000円。4款衛生費、289万6,000円。1項保健衛生費、66万円。2項環境衛生費、9万円。3項清掃費、198万6,000円。4項町営斎場管理費、16万円。5款農林水産業費、1項農業費ともに145万円。6款商工費、1項商工費ともに182万円。7款土木費、1項土木管理費ともに129万円。9款教育費、908万円。1項教育総務費、92万円。3項中学校費、90万円。4項認定こども園費、558万円。5項社会教育費、21万円。6項保健体育費、147万円。

12款諸支出金、4ページをお願いします。12款諸支出金、1項基金費ともに236万9,600円の減。歳出合計に3,961万1,000円を追加し、金額を87億7,127万7,000円としたいものです。

5ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。こちらにつきましては、先ほどご説明しました第1表 岁入歳出予算補正の歳入と同様ですので省略させていただきます。次に歳出です。こちらにつきましても第1表と同様ですが、補正額の財源内訳について記載のとおりでございます。

6ページをお願いします。2、歳入です。14款1項1目民生費国庫負担金、48万8,000円の減。国民健康保険基盤安定繰出額の決定見込みによるものです。14款2項1目総務費国庫補助金、4,241万9,000円の増。過日の全協で担当課長からご説明がありました、物価高騰の負担が大きい低所得者世帯の負担軽減を図るため、重点支援地方交付金としての国庫補助となります。15款1項1目民生費県負担金、232万円の減。14款1項1目同様、国民健康保険基盤安定繰出の額の決定見込みによる増額です。

7ページをお願いします。こちらは歳出です。冒頭申しましたように給与に関する条例を改正させていただきましたので、人件費全般はそれに係る補正となります。給料、手当、共済費を含む人件費全般で2,127万円の増額となり、各科目ごとの説明は省略させていただきます。

8ページをお願いします。3款1項3目国民健康保険特別会計繰出金、517万6,000円の減。国民健康保険特別会計の決算を見込んだことにより、国保会計への減額です。繰出金の減額です。3款1項5目介護保険事業特別会計繰出金、123万8,000円の増。こちらも国保会計同様に介護保険特別会計も決算を見込んだことにより、介護会計への繰出金を増額するものでございます。

9ページをお願いします。3款1項9目価格高騰緊急支援給付金事業費、4,241万9,000円の増です。収入でもご説明しました、国からの重点支援地方交付金を活用し、低所得者世帯の負担軽減を図る価格高騰緊急支援給付金事業に係る補正となります。

12ページをお願いします。9款3項1目西伊豆中学校管理費、90万円の増。校長室の空調が故障し、現在、ストーブを使用して対応しておりますので、早急に工事を施行したく補正をお願いするものでございます。

13ページをお願いします。9款4項1目伊豆海認定こども園給食費14節工事請負費、140万円。こちらは給食室の空調設備が経年劣化により、内部より霧が噴出するような状況になっております。冬場は空調を使用しませんが、春以降の気温が上昇していくと空調を使用するため、使用していないこの時期に工事を施工したく、補正をお願いします。お願いするものでございます。

14ページをお願いします。12款1項1目基金積立金、2,396万9,000円の減。人件費を含む今回の補正の不足分については、積立てを減額し調整するものでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 13ページ。13ページのですね、伊豆海の賄い材料費、それから田子給食センター賄い材料費、これの増額っていうのはですね、昨今いろんな物価高騰で理解できるんですが、ここに仁科が入ってきてないということなんで、その辺の事情ですね。仁科は賄い費上げなくてもいいのか、ほかはなぜ上がってるのか、もう一度説明をお願いします。

○議長（堤 豊君） 失礼しました。

はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。まず仁科に補正が上がってない理由でございますが、当初予算のときにですね、3歳未満児の予備分を見込んでおりまして、その分で約7、80万円ほどの余裕がございます。そういうことで、今回は仁科の分は補正が生じていないということでございます。それから田子給食センター、伊豆海の給食の補正の状況につきましては、まず田子給食センターでございますが、主に米の価格の上昇ということになります。県の学校給食会で米を購入しておるんですが、11月までの価格が約3,400円程度ございました。一方で1月からですね、5,550円程度に値上げがあるということで約60%の上昇があるということが主な要因でございます。また昨今ですね、加工食品、調味料、パンとか乳製品。こちらも平均12%ほどの上昇というのが今後、見込まれるであろうということを踏まえまして、残りの給食回数に対して計算したところが約60万円ほどあれば足りるだろうというところです。それから伊豆海のほうも同じでございまして、特に野菜の価格の高騰というのが激しいということを聞いております。昨年度の今どきですね、ごろの1食当たりの単価と比べますと、1食当たり170円程度を上昇しているという状況でございまして、ここまで何とか工夫してやってきたところでございますが、さすがにこれ以上はということで、今回補正をさせていただきたいということでございます。

○議長（堤 豊君） そのほか、いかがでしょうか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 12ページの教育費、西伊豆中学校管理費の校長室空調設備取替工事と、あと13ページ、伊豆海認定こども園給食費の給食室空調設備改修工事なんですけれども、前回は伊豆海で空調の取り替えがなかなか、予算はあるけれども業者さんが、やってくれる業者さんがなかなかいなくて、結構、皆さん大変な思いをしたところであるんですけども。今

回の空調の取替工事っていうのは予算、この予算成立したら速やかに取りかかるということでおよしいでしょうか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。ここにつきましてはですね、金額も予定額130万以下であれば単隨ということも随契できますので、これについては3月いっぱいに終わるということをですね、努力して発注してまいりたいというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） そのほかございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 9ページをお願いします。9目価格高騰緊急支援給付金事業費。これのですね、10節の需用費の印刷製本費に28万8,000円というような金額がのってるんですが、これは何を製本したわけですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 給付金を申請していただくに当たって封筒ですね、窓あき封筒と返信用の封筒、そちらの費用の印刷製本費となってございます。

○議長（堤 豊君） そのほかいかがでしょうか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 9ページをお願いします。9ページをお願いします。9ページのこの価格高騰緊急支援金の話なんだけど、この対象世帯が1,300世帯って資料には書いてあったんだけど、この1,300世帯の内訳っていうか、内容を教えてほしいんですけど。例えば、生活保護何人、1人親家庭なんぼ、とかあと住民税の均等割なのか、所得割か、非課税なのか。その辺を教えていただきたいと思いますけど。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） こちらシステム導入で、専用のシステムを導入して算出しているわけでございますが、そういう細かな世帯区分の抽出ということはしておりませんので、今、手で拾っておけばすぐ出るのかもしれませんけど、今すぐに出る数字はないので、また次の機会にご報告できれば報告させていただくことによろしくお願ひいたします。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 次の機会っていうの。だからじゃああの調べてね、すぐに調べてほしい。私、大変興味あるんで、その辺を早急に調べてほしいんだけど。今とは言わないですよ。だからできれば今日中にですね、調べてほしい。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 課長、先ほどの件ですけどね、印刷製本費っていうんじゃなくて封筒印刷費とかっていうような、そういうような名前っていうのは使えないんですか。そういうふうなことであればすぐ分かるわけですね、ここで消耗品費で封筒を使って印刷って、製本費っていうと製本してるふうに僕は頭にすぐいっちゃうんですよ、本をつくってるって、製本。だから封筒印刷費とかそういうような字句を使えるんだったら、文言を使うんだったら余計な質問が減るわけですから、その辺はできないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） こちらの細節の文言ですが、もう財務規則等で定められておりまして、こういったものは例えば、封筒印刷であれば印刷製本費で支出しなさいよということが定められておりますので、ご理解頂けたらなと思っております。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

そのほかございませんか、はい。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の許しを許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第4号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第12号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君）　日程第9、議案第5号、令和6年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君）　議案第5号は、令和6年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君）　議案第5号についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,540万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億8,100万円としたいものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読させていただきます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税ともに30万円の減。

6款財産収入、1項財産運用収入とともに64万5,000円。7款繰入金、1項他会計繰入金とともに517万6,000円の減。8款繰越金、1項繰越金ともに593万3,000、失礼いたしました。5,933万2,000円。9款諸収入1項延滞金加算金及び過料、8万円の減。3項雑入、97万9,000円。歳入合計とともに5,540万円を追加し、12億8,100万円としたいものでございます。続いて歳出です。1款総務費、1項総務管理費ともに6,000円。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金ともに0円、こちらは財源更正です。

5款保健事業費、192万4,000円の減。1項特定健康診査等事業費、202万円の減。2項保健事業費、9万6,000円。6款基金積立金、1項基金積立金ともに5,731万8,000円。歳出合計に5,540万円を追加し、12億8,100万円としたいものです。

3ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。2ページの第1表　歳入歳出予算補正と同様ですので省略させていただきます。次に歳出です。こちらも2ページの第1表と同様ですので省略させていただきます。補正額の財源内訳は記

載のとおりでございます。

4ページをお願いいたします。2、歳入です。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、30万円の減。こちらは、現年度分は被保険者数が当初の見込みより少なかったことにより、それを減額するものです。また滞納繰越分は収納率が当初の見込みより高くなつたことによりまして、それを増額するものです。6款1項1目利子及び配当金、64万5,000円。こちらは基金運用における利息が当初見込みより増えたことによるものでございます。7款1項1目一般会計繰入金、517万6,000円の減。こちらは保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金の決定見込みによる減額及び会計年度任用職員の報酬、窓口収納手数料等の事務費繰入金の増額になります。8款1項1目繰越金、5,933万2,000円。こちらは令和5年度からの繰越確定に伴う増額になります。

5ページをお願いいたします。9款1項1目一般被保険者延滞金、8万円の減。こちらは延滞金徴収実績による減額です。9款3項3目一般被保険者返納金、22万円。こちらは不正不当利得返納金の決算見込みによる増額です。9款3項6目特定健診等負担金、75万9,000円。こちらは令和5年度の特定健診負担金の確定に伴う増額です。

6ページをお願いいたします。次に3、歳出です。1款1項1目一般管理費、6,000円。こちらは会計年度任用職員の研修会出席に伴う報酬及び窓口収納手数料の補正に伴う増額です。3款1項1目一般被保険者医療給付費分、3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、3款3項1目介護納付金分ともに0円、こちらは財源更正です。

7ページをお願いいたします。1款1項1目特定健康診査等事業費、202万円の減。こちらは特定保健指導における管理栄養士の執務回数が当初の見込みより少なかつたため、報酬及び今年度特定健診が終了し、決算見込みによる役務費、委託料の減額です。5款2項2目疾病予防費、9万6,000円。こちらは会計年度任用職員の研修への参加に伴う報酬及び人事院勧告に伴う会計年度任用職員の期末手当、共済費の増額となってございます。6款1項1目基金積立金、5,731万8,000円。こちらは基金運用による利息が当初見込みより増えたこと及び前年度繰越金の確定に伴う増額になります。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 5ページをお願いします。5ページの雑入のところでですね、不正不当利益返納金ってありますけども、これは資格を喪失したとか転出だとか社保ですね。これに移転だとかそういうの考えられると思うんですけども。この例は1件なのか、複数件なのか。額とすればこれ1件だとするとね、これ30万ぐらいになりますよね。ですからその内容をちょっと教えてください。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 今、議員おっしゃられたとおりですね。社会保険加入等による過誤調整が不可能でお願いしたんですけど、医療機関のほうでお断りになられたケースの請求になりまして、実績、現在の実績ベースですと8件で23万1,780円ほどとなってござります。

○議長（堤 豊君） そのほかいかがでしょうか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 4ページをお願いします。こここの1番最後の段に繰越金があるわけですが、繰越金ってできれば、できればって、本来なら9月の決算までには確定するべきものなんだけど。そんな随分遅くなつて、また繰越金が出てくるということなんだけど、これどのようなものが、こういう遅れて繰越金となつたんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） この5,000万の、このタイミングになつてしまつた要因はということだと思うんですが、ここの繰越しを増やすということは歳出も増やさなければいけないということもあります。そのほかの歳入も減らさなければいけないということもありますので、本来ならば早くできたらいいんでしょうけど、この繰越しだけのために補正を組まなかつたということで、ご理解頂ければと思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いや、ちょっと理解できなかつたんだけど。実態としてないけど計算合わせのために繰越金つくつたってこと。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 繰越し額につきましては、前年度決算からの繰越しですので、この5,933万2,000円は前年度からの繰越しになります。ただこちらの歳入を増やすとですね、

当然、歳出を減らすのか。それとも別の歳入を減らすのかっていうことが出てきます。ただその9月の現時点ですと、歳出も触る必要もないということもございましたので、この補正のタイミングがこの時期になったということでご理解頂ければと思います。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いや、9月の時点では一応、繰越しも出てるんじゃないの、ね。それをこれ追加でしょ。5,900万追加の繰越金ですよね。新たに何か余ったってことだよね、予算が、それはどのようなもんですかってことを聞いてるんですよ。

○議長（堤 豊君） 12時を回り、またがりますが、そのまま議事を続けたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） はい、そのまま続けさせていただきます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） この5,900万円自体の、現金自体は既に繰り越されておりますので、そのまま納付金等の支払いに使わさせていただいておるというのが現状でございます。予算自体に、予算措置がこの時期になったということでご理解頂ければと思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） はい、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第6号、令和6年度西伊豆町介護保険特別、失礼。

失礼しました。

議案第5号、令和6年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原

案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 続きます。

日程第10、議案第6号、令和6年度西伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、議案の提案の理由説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第6号は、令和6年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 議案第6号についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億6,170万円としたいものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表 岁入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順で説明させていただきます。3款国庫支出金、1項国庫負担金ともに22万円。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金ともに29万7,000円。5款県支出金、1項県負担金ともに13万7,000円。7款繰入金、154万6,000円。1項一般会計繰入金、123万8,000円。2項基金繰入金、30万8,000円。歳入合計に220万円を追加し、14億6,170万円としたいものです。続きまして歳出です。1款総務費、110万円。1項総務管理費、69万7,000円。3項介護認定審査会費、40万3,000円。2款保険給付費、4項高額介護サービス等費ともに110万円。歳出合計に220万円を追加し、14億6,170万円としたいものです。

3ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括です。2ページの第1表 岁入歳出予算補正と同様ですので省略させていただきます。次に歳出です。こちら

も2ページの第1表と同様ですので省略させていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりです。

4ページをお願いいたします。歳入です。3款1項1目介護給付費負担金、22万円。こちらは保険給付費の増額に伴う増額となります。4款1項1目介護給付費交付金、29万7,000円。こちらにつきましても保険給付費の増に伴う増額となります。5款1項1目介護給付費負担金、13万7,000円。こちらにつきましても保険給付費の増に伴う増額となります。7款1項1目介護給付費繰入金、こちらにつきましても介護給付費の増に伴う増額となります。7款1項5目その他一般会計繰入金、こちらは人事院勧告に伴う職員給与費及び事務費繰入金分を一般会計から繰り入れるものでございます。7款2項1目基金繰入金、30万8,000円。こちらは保険給付費の増に伴い準備基金から繰り入れるものでございます。

5ページをお願いいたします。次に歳出です。1款1項1目一般管理費、69万7,000円。こちらは人事院勧告に伴う給料、職員手当等共済費を増額するものでございます。3款、失礼いたしました。1款3項1目介護認定審査会費、40万円。こちらは介護認定審査会で審査する案件が当初の見込みより増えたことにより増額するものでございます。1款3項2目認定調査等費、3,000円。こちらは会計年度任用職員が研修会に参加したことによる増額です。2款4項1目高額介護サービス費、110万円。こちらは施設介護サービスの利用者増に伴う高額介護サービス費の増額となります。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

いかがですか、はい。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第6号、令和6年度西伊豆町介護保険保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○議長（堤 豊君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて、令和7年第1回西伊豆町議会臨時会を閉会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時 8分